

岡山県立岡山御津高等学校 いじめ防止基本方針

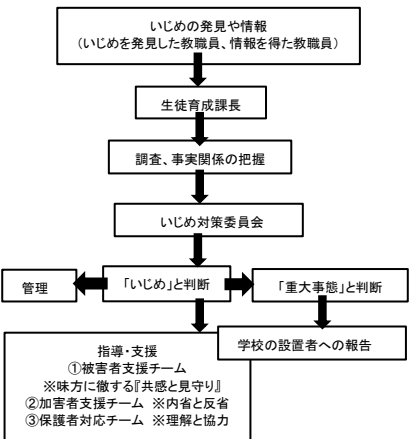
いじめに関する現状と課題

- 日常生活の中で、軽微なからかいやふざげなどが見られるが、周囲はそれに対して関わりを避ける傾向がある。
- 加害者と被害者の認識の差が生じており、周囲からの通報はあるが、被害者本人からの訴えは見られない等、生徒、保護者ともに、いじめの定義に対する正しい理解が深まっていない。
- 教職員は、保護者とのトラブルを避けようと、穏便にしようとする傾向もあるため、対応に力が必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え

- (1)「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめの側が悪い」との認識
- (2)「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- (3)「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識
- (4)「いじめが発生した場合は、いじめ対策委員会を中心に学校組織で対応する」との認識

学校が実施する取組

いじめの定義	①いじめの防止	②早期発見
<p><いじめ防止対策推進法 第2条> 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。</p>	<p>1. いじめの防止対策等への啓発活動 生徒、保護者及び教職員に対して、インターネットを通じて行われるいじめを含めた、いじめ防止等への理解を深めるために、啓発運動を行う。</p> <p>2. 道徳教育及び体験活動等の充実 生徒に対して、いじめ防止等のために、HR活動や授業を通して生徒の道徳教育及び体験活動等の充実を図る。また、情報モラルを身につけさせるための教育を行う。</p> <p>3. 教職員の取組 教職員に対して、いじめ防止等のために、校内研修等により資力の向上を図る。日頃から生徒をきめ細かく見守り、いじめの未然防止に努める。</p> <p>4. いじめを許さない集団作りの推進 様々な学校行事、学年行事等を通じて、生徒同士または生徒との教員の関係を深める。また、PTA活動などを通じて、教員と保護者との信頼関係の構築を図る。</p> <p>5. 地域との連携 地域に対して、学校の基本方針を周知し、理解を求めるとともに、校外での見守りに協力を得る。</p>	<p>1. 相談体制の整備 生徒及び保護者に対して、いじめの早期発見のために、相談体制を整備する。</p> <p>2. 生徒に対する定期的な調査の実施 生徒に対して、いじめの早期発見のために、いじめに関する定期的な調査、その他必要な措置を講じる。 ・いじめに関するアンケート（6月、10月） ・教育相談や個人面談、面接週間の活用 ・電話相談窓口の周知</p> <p>3. 保護者との連携 三者面談や家庭連絡等を通じて生徒の変化を見逃さないよう情報を共有する。（早期発見のためのチェックリストあり）</p> <p>4. 通報その他の適切な措置 生徒、保護者及び教職員、地域ならびにネット/パトロールから、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるとの通報を受けた場合等、いじめの事実、疑いについての通報があれば、委員会を中心に速やかに事実の有無を確認するための措置等に着手する。</p>
<p>③いじめ事案への対処</p>	<p><組織的対応図></p>	<p>④重大事態への対処</p>
<p>1) 事実の有無の確認を行ったための調査を実施 ① いじめと思われる事態を発生、又は訴えがあった場合には、いじめ対策委員会に報告をする。【いじめ防止対策推進法 第23条 第2項】 ② 聞き取り調査や必要に応じてアンケートを使用し、事実の確認を行う。 ③ 調査結果について、学校の設置者に報告する。</p> <p>2) いじめがあったことが確認された時、事案への措置 (組織的対応は右図)</p> <p>① いじめを受けた生徒への対応 ・いじめをやめさせ、またその再発を防止するため、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援を行う。 ・「学校全体で徹底して守り抜く」という姿勢を示し、安心して学校生活が送れるよう教育的配慮のもと心のケアに努める。 ・スクールカウンセラーによるカウンセリングを実施する。</p> <p>② いじめを行った生徒等への対応 ・いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを行った生徒に対する指導又は保護者に対する支援を行う。 ・いじめに至った背景や原因を個別面談や教育相談を通じて確認し、いじめを重大な人権侵害であることを確認させる。 ・必要に応じて、本校の生徒指導内規に従い、適切な指導を行う。</p> <p>③ その他の生徒への対応 ・いじめの傍観者もいじめを自分の問題として捉えさせ、絶対に許してはいけないことを徹底して指導する。</p> <p>④ 保護者間での情報共有 ・いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きないように、いじめの事案に係る情報を、これらの保護者と共有するための措置やその他必要措置を行う。 【いじめ防止対策推進法 第28条 第2項】</p> <p>⑤ 警察等との連携 ・いじめが犯罪行為と取り扱われるべきものと認めるときは、学校の設置者及び所轄警察等と連携して対処するものとする。</p> <p>⑥ ネットいじめへの対応 ・ネット上の不適切な書き込み等については早期発見等に努め、被害拡大を避けるため速やかに削除するなどの措置をとる。必要に応じて法務局や警察等との適切な連携を図る。</p>		<p>重大事態への対応【いじめ防止対策推進法第28条】 ○ 重大事態調査委員会の設置 (趣旨) 法に規定される重大事態が生じた場合、その対処及び重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために、重大事態調査委員会（以下「調査委員会」という）を学校に設置する。 (構成) 校長、教頭、主幹教諭、生徒課長、各年次主任、人権教育担当、教育相談、養護教諭、スクールカウンセラー、関係担任、関係部顧問 (設置期間) 調査委員会は、重大事態の発生ごとに設置する。 (所掌事項) 調査委員会は、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。 (いじめを受けた生徒及び保護者への対応) 調査委員会における調査を行う時には、いじめを受けた生徒及び保護者に対して、事実関係等の情報を適切に提供するとともに、いじめを受けた生徒及び保護者からの申し立てがあったときには、適切かつ真摯に対応する。 (学校の設置者への報告等) 重大事態が発生したとき及び事実確認の結果について、速やかに学校の設置者へ報告する。重大事態への対処について、連携、協力して対応を行う。</p> <p>○いじめ防止対策基本方針の詳細 委員会を中心として、全教職員により、「学校の基本方針」及び本校のいじめ防止対策基本方針の検証を行い、取組を適切に評価し、必要に応じて見直しを図る。</p>

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
<p><連携内容> ・地域の見守り ・保護者向けのアンケート・チェックリスト ・いじめ防止基本方針の公開</p>	<p>いじめ対策委員会 <対策委員会の役割> ・いじめ防止基本計画を策定、計画に基づく具体的な取組についての検証、検証に基づく計画の修正 ・いじめ事案の対応 <対策委員会の開催時期> 定例としては年2回、事案発生時は随時 <対策委員会の内容の教職員への伝達> 基本計画の策定内容や修正案については直後の定例職員会議で全教職員に周知、事案発生時は対応策が定まった時点で緊急の職員会議を招集して、全教職員に対応について指示。 <構成メンバー> 管理職、主幹教諭、生徒育成課長、各年次主任、人権教育担当者、教育相談担当者、養護教諭、スクールカウンセラー 等</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">全教職員で対応</p>	<p><連携機関名> 岡山県教育委員会 <連携内容> ・事案発生時に内容を報告し、助言を得る。 ・ネット/パトロールによる監視結果の連絡 <学校側の窓口> 生徒育成課長 <連携機関名> 岡山北警察署をはじめとする警察署 <連携内容> ・定期的な情報交換 ・ネットにまつわる犯罪事例の生徒への紹介 ・非行防止教室の開催 <学校側の窓口> 生徒育成課長</p>